

## 7. 年金・手当・貸付など (年金額等は法律等により改定されます。)

### (1) 障害基礎年金

対象者	①国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格喪失後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある傷病によって、障害認定日に政令で定める障害の状態に該当する場合で、一定の保険料納付要件を満たしているかた ②20歳前の傷病により20歳に達したときに政令で定める障害の状態にあるかた (本人の前年の所得により、全額または半額が支給停止される場合があります。)
年金額	1級は年1,020,000円、2級は年816,000円で、偶数月に6回に分けて支給されます。
窓口	保険年金課 (TEL) 072-433-7274 (FAX) 072-433-7276 または貝塚年金事務所 (TEL) 072-431-1122 (FAX) 072-431-3038

### (2) 特別障害給付金

対象者	①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金等の加入者の配偶者のいずれかであって、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金1・2級相当の障害に該当するかた。ただし、65歳に達する前日までに当該障害状態に該当したかたに限り、障害基礎年金や障害厚生年金等を受給できる場合は対象外。
手当額	障害基礎年金1級に該当するかたは月額55,350円、2級に該当するかたは月額44,280円。 偶数月に6回に分けて支給されます。 ※本人の所得により、支給が全額または半額に制限される場合があります。
窓口	保険年金課 (TEL) 072-433-7274 (FAX) 072-433-7276 または貝塚年金事務所 (TEL) 072-431-1122 (FAX) 072-431-3038

### (3) 障害厚生年金(①)・障害手当金(②)

対象者	①厚生年金保険に加入している期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日に政令で定める障害の状態に該当する場合で、一定の保険料納付要件を満たしているかた ②厚生年金保険に加入している期間中に初診日のある傷病が初診日から5年以内に治った場合で障害厚生年金を受けられる状態でないが一定の障害状態にあり、一定の保険料納付要件を満たしているかた
年金額	被保険者期間の月数などにより決まります。
窓口	貝塚年金事務所 (TEL) 072-431-1122 (FAX) 072-431-3038

### (4) 特別障害者手当

概要	20歳以上であって、重度の障害状態にあるため日常生活において常時特別の介護が必要な障害者に対して手当を支給するものです。
対象者	重度の異なる障害が重複しているかたや長期にわたる絶対安静の状態であるかた、又は精神障害・最重度の知的障害があり、日常生活動作・行動に著しい困難があるかた ※医師の診断書が必要です。
手当額	月額28,840円で、毎年2月・5月・8月・11月の年4回に分けて支給します。 ※所得制限があります。施設に入所・3カ月を超えて入院しているときは支給されません。
窓口	障害福祉課 (TEL) 072-433-7012 (FAX) 072-433-1082

### (5) 障害児福祉手当

概要	20歳未満であって、重度の障害状態にあるため日常生活において常時特別の介護が必要な障害児に対して手当を支給するものです。
対象者	重度の障害があるかたや長期にわたる安静を必要とする病状があるかた又は精神障害・最重度の知的障害があり、日常生活において常時介護を要するかた ※医師の診断書が必要です。
手当額	月額15,690円で、毎年2月・5月・8月・11月の年4回に分けて支給します。 ※所得制限があります。施設へ入所しているときは支給されません。
窓口	障害福祉課 (TEL) 072-433-7012 (FAX) 072-433-1082

### (6) 重度障害者在宅介護支援給付金 (旧 大阪府重度障害者介護手当)

概要	常時複雑な介護を要する在宅重度障害者の介護者の負担を軽減するものです。
対象者	重度の知的障害(療育手帳A)と重度の身体障害(身体障害者手帳1・2級)をあわせもつ障害者(児)の介護者
手当額	月額10,000円で、毎年1月・4月・7月・10月の年4回に分けて支給します。 ※施設へ入所・3カ月以上の入院・特別障害者手当を受けているときは支給されません。
窓口	障害福祉課 (TEL) 072-433-7012 (FAX) 072-433-1082

### (7) 特別児童扶養手当

概要	重度又は中度の障害がある20歳未満の児童を養育している父母あるいは父母に代わってその児童を養育しているかたに対して手当を支給するものです。
対象者	政令に定める障害の状態にある児童を養育しているかた
手当額	1級は月額55,350円、2級は月額36,860円で、毎年4月・8月・12月(11月)の年3回に分けて支給します。 ※所得制限があります。施設へ入所しているときは支給されません。
窓口	障害福祉課 (TEL) 072-433-7012 (FAX) 072-433-1082

### (8) 児童扶養手当

対象者	父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障がいの状態にある児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までのかた、または20歳未満で一定の障がいのあるかた)を養育しているかた
手当額	対象児童が1人の場合は、月額45,500円～10,740円、2人目は最大で月額10,750円を加算、3人目以降は最大で月額6,450円を加算します。(所得額等により変動します。) ※請求者または対象児童に公的年金等の受給資格がある場合(子の加算額も含む)、児童扶養手当額は年金額との差額となります。 ※令和6年11月分から制度改正予定です。 ※一定の支給要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
窓口	子ども福祉課 (TEL) 072-433-7021 (FAX) 072-433-7051

### (9) 大阪府重度障がい者特例支援事業

概 要	重度の障害のある在日外国人等で、年金制度上の理由により障害基礎年金を受給できない障害者に対し手当を支給するものです。
対 象 者	昭和57年1月1日以前に外国人登録をしていたかたで、その日前に満20歳に達しており、 ①同日前に身体障害者手帳1・2級又は療育手帳Aの交付を受けたかた、もしくは同日以降に手帳交付を受けたが、その障害傷病の初診日が同日前に属するかた、または②精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けたが、その障害傷病の初診日が同日前に属するかた
手 当 額	月額20,000円で、毎年4月・10月の年2回に分けて支給します。 ※所得制限があります。 ※施設へ入所・生活保護や公的年金を受けているときは支給されません。
窓 口	障害福祉課 (TEL) 072-433-7012 (FAX) 072-433-1082

### (10) 貝塚市外国人障害福祉金

対 象 者	大阪府重度障害者特例支援事業の対象者と同じです
手 当 額	月額20,000円で、毎年9月・3月の年2回に分けて支給します。 ※所得制限があります。生活保護や公的年金を受けているときは支給されません。
窓 口	障害福祉課 (TEL) 072-433-7012 (FAX) 072-433-1082

### (11) 障害者扶養共済制度

対 象 者	身体障害者1～3級、知的障害者もしくは精神障害者又は同程度の永続的な障害のあるかたの保護者であり、 次の要件を満たしているかた <ul style="list-style-type: none"> <li>①大阪市・堺市を除く府内に在住していること</li> <li>②65歳未満であること(4月1日現在)</li> <li>③特別な病気や障害がないこと</li> </ul>								
内 容	<p>障害者の保護者が加入者となって掛金を納入することにより加入者が死亡または重度の障害を有することとなったとき、障害者に終身にわたり年金が支給される任意加入の共済制度です。年金額は、1口あたり月額20,000円で障害者1人につき2口まで加入できます。</p> <p>また、1口目のみ、生活保護受給世帯は掛金の全額、市町村民税非課税世帯は掛金の5割、市町村民税所得割非課税世帯は掛金の3割を減免します。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>掛金額(加入するときの年齢により異なります)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">[1口あたりの月額]</td> <td style="padding: 5px;">45～49歳・・・17,300円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">35歳未満・・・9,300円</td> <td style="padding: 5px;">50～54歳・・・18,800円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">35～39歳・・・11,400円</td> <td style="padding: 5px;">55～59歳・・・20,700円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">40～44歳・・・14,300円</td> <td style="padding: 5px;">60～64歳・・・23,300円</td> </tr> </table> </div> <p>(注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 掛金額は、加入する時の年齢により異なります。詳しくはお問い合わせください。</li> <li>2. 掛金は、毎月末日までに納めていただきます。納付については、銀行等の口座から自動振替も利用できます。なお、途中で脱退されても、すでに払い込んだ掛金は返還されません。</li> </ol>	[1口あたりの月額]	45～49歳・・・17,300円	35歳未満・・・9,300円	50～54歳・・・18,800円	35～39歳・・・11,400円	55～59歳・・・20,700円	40～44歳・・・14,300円	60～64歳・・・23,300円
[1口あたりの月額]	45～49歳・・・17,300円								
35歳未満・・・9,300円	50～54歳・・・18,800円								
35～39歳・・・11,400円	55～59歳・・・20,700円								
40～44歳・・・14,300円	60～64歳・・・23,300円								
窓 口	障害福祉課 (TEL) 072-433-7012 (FAX) 072-433-1082								

## (12) 大阪府生活福祉資金(福祉資金)貸付制度

<b>内容</b>	<p>低所得者、障害者または高齢者の世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とするものです。</p> <p>※貸付を受けるには、様々な要件や必要書類がありますので、詳しくは社会福祉協議会までお問い合わせください。</p>			
	<b>資金使途</b>	<b>貸付限度額</b>	<b>措置期間</b>	<b>償還期間</b>
<b>1</b>	居住する住宅を増改築、拡張、補修、保全するのに必要な経費	250万円	6ヵ月	7年以内 (84回)
<b>2</b>	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	6ヵ月	8年以内 (96回)
<b>3</b>	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円	6ヵ月	8年以内 (96回)
<b>4</b>	<p>介護サービス、障害福祉サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料含む)及びそのサービスを受ける期間の生計を維持するために必要な経費</p> <p>※滞納保険料は対象外</p>	<p>期間が1年を超えないときは170万円。</p> <p>1年を超え1年6ヵ月以内で、世帯の自立に必要な時は230万円</p>	6ヵ月	5年以内 (60回)
<b>窓口</b>	貝塚市社会福祉協議会 (TEL) 072-439-0294 (FAX) 072-439-0035			